

○飯能市下水道事業審議会条例

平成18年3月28日

条例第19号

(設置)

第1条 飯能市下水道事業の円滑な運営を図るため、飯能市下水道事業審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 審議会は、市長の諮問に応じ、下水道事業に関する重要事項について調査審議する。

(組織)

第3条 審議会は、委員8人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が任命する。

(1) 学識経験者

(2) 知識経験者

(3) 下水道使用者

(平24条例22・一部改正)

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会は、会長が招集し、会議の議長となる。

2 審議会は、委員の2分の1以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取等)

第7条 審議会は、審議のため必要があると認めるときは、関係者に対し、出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、上下水道部下水道課において処理する。

(平20条例31・平27条例31・一部改正)

(委任)

第9条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。

(飯能都市計画下水道事業受益者負担等審査委員会条例の廃止)

2 飯能都市計画下水道事業受益者負担等審査委員会条例(昭和42年条例第5号)は、廃止する。

附 則(平成20年条例第31号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成21年4月1日から施行する。

附 則(平成24年条例第22号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に改正前のそれぞれの条例の規定により任命されている委員は、その任期満了の日までは、改正後のそれぞれの条例の規定により任命された委員とみなす。

附 則(平成27年条例第31号)

この条例は、平成28年4月1日から施行する。